

# 令和5年度 第2回栃木地方労働審議会

## 5 報告

栃木県電気機械器具製造業最低工賃改正決定について

### 資料目次

- 1 栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（報告）
- 2 栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）
- 3 栃木県電気機械器具製造業最低工賃リーフレット

栃木労働局

令和6年1月12日

栃木地方労働審議会  
会長 原 田 淳 殿

栃木県電気機械器具製造業  
最低工賃専門部会  
部会長 杉 田 明 子

栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（報告）

本専門部会は、令和5年10月25日、栃木地方労働審議会において付託された栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

すぎた あきこ  
杉田 明子

部会長代理

おおた ただし  
太田 正

ふじい りょうじ  
藤井 亮二

家内労働者代表委員

おせき たかひろ  
小関 隆弘

くろかわ たつや  
黒川 達也

すずき てつや  
鈴木 徹也

委託者代表委員

いのうえ かよこ  
井上 加容子

えんじょう ひろかず  
圓城 裕和

すずき けんじ  
鈴木 健治

## 別紙

栃木県電気機械器具製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者  
栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
コネクタ	差し(電線の端末を取付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭

4 効力発生の日(予定)

令和6年4月20日

栃木県電気機械器具製造業最低工賃専門部会 審議経過一覧

開催月日	件名	審議内容
1月12日	第1回専門部会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長及び部会長代理の選出について</li> <li>2 専門部会運営規程について</li> <li>3 事務局提出資料の説明について</li> <li>4 関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取について</li> <li>5 金額審議について</li> <li>6 専門部会報告書（案）について</li> <li>7 答申文（案）について</li> <li>8 答申（地労審令第6条第7項を運用。）</li> <li>9 その他</li> </ol>

栃地労審発第1号  
令和6年1月12日

栃木労働局長  
奥村英輝 殿

栃木地方労働審議会  
会長 原田 淳

栃木県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和5年10月25日付け栃労発基1025第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねたところ別紙のとおり結論に達したので答申する。

## 別紙

栃木県電気機械器具製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
コネクタ	差し(電線の端末に取付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭

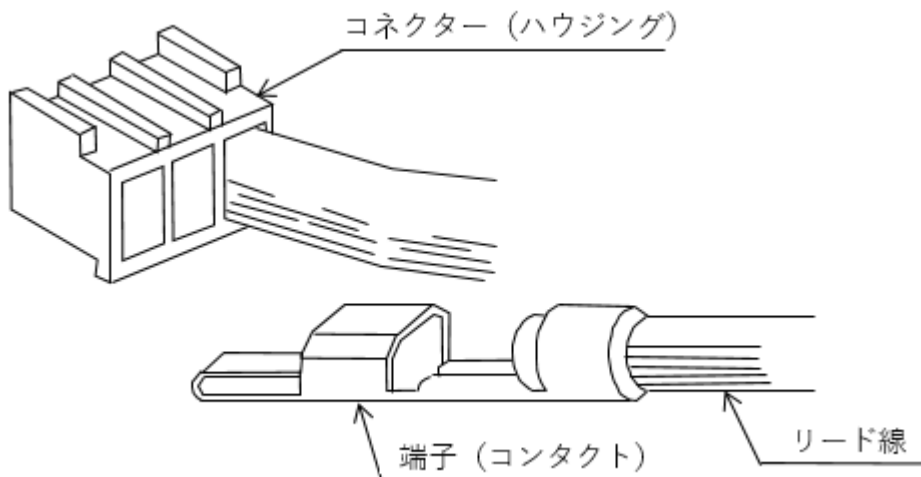
4 効力発生の日 (予定)

令和6年4月20日

## 栃木県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者	栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者		
2 適用する委託者	上記1の家内労働者に上記1の業務を委託する委託者		
3 効力発生の日	令和6年4月20日		
4 最低工賃額	次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額		
品目	工程	規格	金額
コネクター	差し (電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭

### 電気機械器具製造業の業務工程解説図



お問合せは、栃木労働局 賃金室 (028-634-9109) 又は最寄りの労働基準監督署へ